

事 務 連 絡
令 和 7 年 9 月 9 日

関係団体代表者各位

国土交通省 近畿地方整備局
災害時建設業事業継続力認定委員会事務局令和7年度（後期）近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定
制度における新規及び更新認定申込みの受付開始について（ご案内）

日頃は、国土交通行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

近畿地方整備局では、事業継続計画書に記載されている基礎的な事業継続力を近畿地方整備局が申込み要領に沿って評価し、認定を行っています。各建設会社の災害時における事業継続計画策定の策定を促進し、近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として、『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを平成24年度から開始し、令和7年9月1日現在、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として761社を認定しております。

さて、この度、令和7年度（後期）近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度における新規及び更新の認定申込みの受付を下記のとおり実施いたします。

つきましては、所属されております皆様への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 申込期間 令和7年 10月 1日（水）～令和7年 11月28日（金）
2. 認定証交付日 <新規申込者>令和8年 3月下旬（予定）
<更新申込者>令和8年 3月下旬（予定）
3. 申込方法 各書類一式をPDF形式で保存してメールにて送付
メールアドレス【kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp】
4. 審査内容 書類審査（必要に応じて、電話又はメールによる内容確認）

詳しくは近畿地方整備局ホームページ内の近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度に関する特設ページをご一読いただきますようお願いいたします。

https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

<更新申込会社への留意事項>

既に認定を受け、認定期間が令和8年3月31日までとなっている会社におきましては、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。なお、更新の申込みの際、「計画の実効性の確保」及び「計画を継続的に改善する姿勢の維持」等についての記載内容を確認し、審査の結果、非認定となる場合がありますので予めご理解いただきますようお願いいたします。

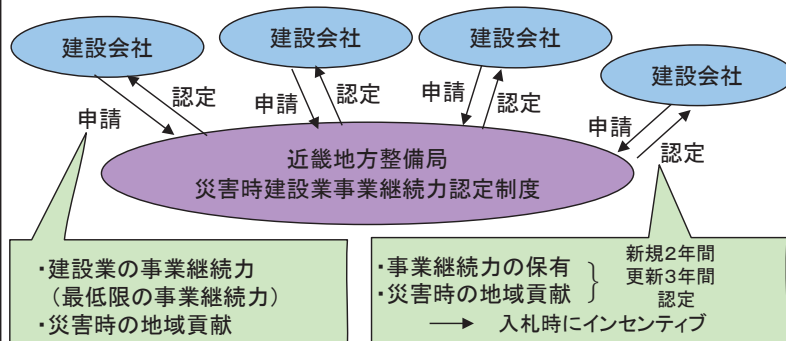
【お問い合わせ窓口】

近畿地方整備局 防災室
大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
TEL:06-6942-1141(代)
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
兵庫県神戸市中央区海岸通2-9番地 神戸地方合同庁舎
TEL:078-391-3101

災害時建設業事業継続力(BCP)認定制度の概要

【災害時建設業事業継続力認定制度】

- ・建設会社が備えている事業継続力を近畿地方整備局が評価し、適合した建設会社に対して認定証を発行。
- ・建設会社における事業継続計画の策定を促進する。
- ・近畿地方整備局管内における災害対応の円滑な実施及び地域防災力の向上を図る。



- ・建設業事業継続計画の普及促進 → 地域防災力の向上
- ・災害時に強い近畿地方の建設業 → 企業力の向上
- ・災害時の早期復旧・復興 → 地域・社会貢献

○一般競争入札の総合評価におけるインセンティブ
「企業の施工能力」において加点(1点)

【認定対象となる建設会社】以下の①②③の全てを満たす会社

- ①建設業法に基づく許可を受けている。
- ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある。
- ③近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている。

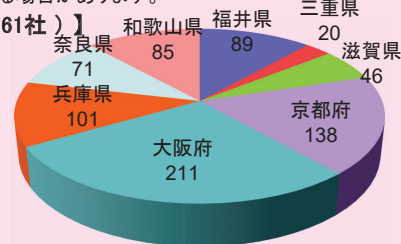
【申込みに必要な書】

- ・各種申込書類、審査書類
- ※詳しくは、近畿地方整備局のホームページ参照
https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

【留意事項】

- ・更新の申込みに際して、訓練実施評価、実災害に基づく計画書の改善についての記載内容及び費用のさほどかからない対策の進捗状況等を確認し、審査の結果、非認定となる場合があります。

【これまでの認定実績(761社)】



■令和7年9月1日時点の認定会社数:761社(令和6年度後期 新規12社、更新411社を認定)

■令和7年3月31日まで有効な認定社数(更新が必要です):70社

■令和7年度後期申込期間:令和7年10月1日～令和7年11月28日

■申込みに必要な書類は近畿地方整備局のホームページから入手できます。

https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

1

このバナーをクリックして下さい。

(参考)出前講座の申込みについてはこちらをクリックして下さい。



2

最下部にいきます。

このバナーをクリックして下さい。



新規申込みにあたっての留意事項

国土交通省 近畿地方整備局

災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

これまで災害時建設業事業継続力認定制度における新規申込みにあたっては、以下の内容において指摘が多いことから、これらの内容に注意し、近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度申込要領（以下「申込要領」という。）を今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

項目	審査における主な指摘内容	主な指摘内容（抜粋）	作成時の留意点
【A－2】 被害の想定 (申込要領 P16 参照)	懸念されている各種災害が記入されているか。	○懸念される災害に漏れがある。	○国土交通省 ハザードマップポータルサイトを確認のうえ、対応拠点、代替拠点の両方の位置を示す。 ■地震災害 https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/bousaimap/index.html?code=1 ■洪水、土砂災害、津波、高潮、内水氾濫、ため池決壊 https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmap/index.html
	対応拠点、代替拠点等周辺の災害を想定しているか。	○対応拠点等において、懸念されるハザードマップが一部の災害に関するマップしか添付されていない。 ○ハザードマップに代替拠点等のプロットがされていない。 ○添付されているハザードマップが最新のマップでない。	
	対応拠点、代替拠点等の建物が受ける被害の想定を確認しているか。	○対応拠点のみ記載があり、代替拠点について記載されていない。	
【B－2】 費用のさほどかからない対策（申込要領 P25 参照）	建物や設備等について、多大な費用がかからない範囲で対策に着手しているか。	○必要な対策を記載しているが、未実施かつ実施予定の対策について記載されていない。	○未実施の対策については、実施予定時期（年/月）を明記
【C－2】 対応拠点を置く場合の発動基準（申込要領 P28 参照）	緊急時の応援態勢を立ち上げる発動の基準や代替拠点へ移行する意思決定者が明確に決まっているか。	○代替拠点へ移行する意思決定者の記載がされていない。 ○対応拠点が使用不可となると想定される理由が記載されていない。（津波浸水、建物の損傷等）	○代替拠点移行の意思決定者を明記 ○対応拠点が使用不可になる場合の想定理由を記載
【E－1】 自社で保有している資源の認識（申込要領 P32 参照）	応急対応業務を担当するメンバー、できれば社員全員が活動するための備蓄品を備蓄しているか。備蓄量が満たない場合は不足理由を記載しているか。	○備蓄目標数が記載されていない。 ○飲料水の容量単位が記載されていない。	○備蓄目標数を記載 ○飲料水は容量単位も記載
【F－2】 事業継続計画の改善計画等の記載（申込要領 P36 参照）	事業継続計画について、定期的に点検し、改善・更新する計画を策定するとともに、点検記録や改善・更新記録を添付しているか。	○改善計画の作成日が記載されていない。 ○点検または改善・更新の頻度や、実施日等が記載されていない。	○各計画の立案・更新等の日付を明記 ○点検または改善・更新の実施頻度を明記

※1 項目及び審査における主な確認内容については、申込要領の記載内容を再掲したものになります。

※2 上記内容についてのお問い合わせは国土交通省 近畿地方整備局 防災室までお願いいたします。

更新申込みにあたっての留意事項

国土交通省 近畿地方整備局
災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

これまで災害時建設業事業継続力認定制度における更新申込みにあたっては、以下の内容において指摘が多いことから、これらの内容に注意し、近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度申込要領（以下「申込要領」という。）を今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

項目	審査における主な指摘内容	主な指摘内容（抜粋）	作成時の留意点
【A－2】 被害の想定(申込要領 P16 参照)	懸念されている各種災害が記載されているか。	○懸念される災害に漏れがある。	○下記に記載の災害について、ハザードマップが新たに公表されていないか確認する。 □地震 □津波 □洪水 □土砂災害 □高潮 □内水氾濫 □ため池決壊
	対応拠点、代替拠点周辺の災害を想定しているか。	○添付されているハザードマップが最新のマップでない。	○各種ハザードマップが最新であることを市町村 HP で確認する。
	対応拠点、代替拠点等の建物が受ける被害の想定を確認しているか。	○想定される建物被害に漏れがある。	○ハザードマップが新たに公表されていないかを確認し、それに付随した建物被害（倒壊、浸水等）を漏れなく記載する。
【B－2】 費用のさほどかからない対策（申込要領 P25 参照）	建物や設備等について、多大な費用がかからない範囲で対策に着手しているか。	○前回申込み時からの地震対策等の実施状況が記載されていない。	○更新申込みの場合は、前回申込み時点及び今回申請時点の対策実施状況を記載する。
【F－2】 事業継続計画の改善計画等の記載(申込要領 P36 参照)	事業継続計画について、定期的に点検し、改善・更新する計画を策定するとともに、点検記録や改善・更新記録を添付しているか。	○定期点検の実施記録が計画に記載されている回数分添付されていない。	○計画で定めた回数分（最低年 1 回以上実施）の定期点検実施記録を 3 年分（又は 2 年分）漏れなく添付する。

※1 項目及び審査における主な確認内容については、申込要領の記載内容を再掲したのになります。

※2 上記内容についてのお問い合わせは国土交通省 近畿地方整備局 防災室までお願いいたします。

建設業の「事業継続計画(BCP)」作成に関する講習会について

■日時

令和7年10月2日(木)10:00～12:00

■方式

WEB 会議 (Zoom による)

■講習内容

建設会社における災害時の建設業事業継続力認定制度の概要と申請資料の作成方法について

■対 象 者

建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社

■申込方法

申込を希望される方は、9月30日(火)12時までに以下のとおりメールで申込みください。

件 名:【参加申込】建設業 BCP 講習会

本 文:①会社名、②氏名(ふりがな)、③WEB 会議 URL 送付先メールアドレス

送付先: kkr-kensetsugyobcp@mlit.go.jp

■その他

- ・WEB (Zoom) 会議の URL については申込受付後、ご連絡させていただきます。
- ・会議資料については申込受付後、ご送付させていただきます。
- ・後日、講習会の内容に関する資料・動画等については近畿地方整備局ホームページに掲載する予定です。
- ・災害発生等の場合は延期することがありますので予めご了承ください。